

告 訴 状

福岡縣飯塚市孤山南通り筑豊労働會館内

告訴人 石 原 業 澄

福岡縣嘉穂郡波利平恒飯塚炭坑

被告訴人 中 島 某

(飯塚炭坑中島なる姓一名ある被告訴人本坑の労働係)

被告訴人 弊 原 某

(被告訴人氏名に就ては飯塚炭坑労働主任顧問相成度)

被告訴人 川 野 某

同 江 頭 同 坑 副 長

告訴の理由及事實

昭和十年五月十日午後八時頃衆議院議員總井貫一郎代議士議會報道演說會を飯塚市公會堂に於て開催さるるに就て宣傳ビラ撒布必

要上届出済のビラを總同盟直方出張所平山三千穂日石の村本藤利と共に飯塚炭坑へ撒布中労働係二名私の兩手を攔へ労働係詰所に進行されました、餘り平山が激ぐられるので私は詰所を出て見ると川野某は昂奮して激つて居たので私は制止せんとして川野某の爲に激ぐられて倒され足にて踏まれ中島、弊原は告訴人の自由を拘束し暴行を負はせしことは尙又先月十日頃日石宣傳週聞中ビラ撒布せし時労働係は激打するから其時は知らんと言ふ意味のことと聞き及した、今度の暴行を受けたることは江頭副長の計畫行為と思ひます

右は暴行罪を構成するものと存じ候間告訴に及び候に就ては嚴重に御取調へ被下度

昭和十年五月二十一日

石 原 業 澄

検 察 局 宛